

環境省告示第八十二号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七条第四項の規定に基づき、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成十四年五月環境省告示第三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

環境大臣 石原 伸晃

第1の1中「動物の」を「動物の健康及び安全を保持しつつ、その」に、「終生飼養」を「その命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）」に改め、同3中「変化」のトド「や飼養する動物の寿命等」を加え、同4中「一般に」を「本来」に、「等を」を「等から限定的であるべき」と及び適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し」に改め。

第2の(1)中「哺乳類」を「哺乳類」に改め。

第3の1の(2)中、「傷病のみだりな放置」を「みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないこと」に、「おそれがあることについて」を「おそれがあることを」に、「みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること」を「みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること」に改め、同2の(2)中「所有者等は」のトド「、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施





第6の2中「種類」のトに「及び数」を加え、同4中「管理者は」のトに「、動物の所有者等としての責務を十分に認識し」を加え、同6の次に次のように加える。

7 管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

第8中「ねじ」を「猫」に改める。